

NPOえひめ福祉移動サービスSSC
事務局担当副理事長 河野 啓一
090-4781-6335 FAX927-133
Email nbhk@tau.e-catv.ne.jp

貴課の福祉有償運送協力依頼「認定基準」を撤回されるよう要望します

要用にて失礼します。

昨年3月から11月にかけて松山市内のNPO団体が貴課に提出した「福祉有償運送協力依頼書の申請」の取り下げにあたり示された、標記（暫定基準と言われてはいますが）について、以下の理由で撤回されるか、考え方の抜本的改正をなされるよう要望します。

1. 他県、及び大阪府下などの本件と同種の行政対応で、認定基準を持ったり審査を行っているところは、どこにもありません。
2. 示された基準は、厚生労働省や国土交通省も指導していないことです。
3. 福祉車両使用対象者とセダン対象者などの分類は、福祉移動サービスにたずさわるボランティアや運行管理責任者が判断することで、障害の程度やランクづけによって分類されるものではありません。
4. 要介護の方についても、「要支援はセダン」「要介護以上は福祉車両」などという基準はどこにもなく、指定居宅介護事業所等で福祉自動車が無いところや1台で間に合わない所は誰も運べなくなりませんか。
介護保険法では要支援1・2の方「乗降介助」は認められていませんし、身体障害者とりわけ全盲の方が、要介護でもありません。
5. 松山市の障害者自立支援法にかかわる「移動支援事業」は、ガイドヘルパーの派遣であって、それ以上ではありません。ヘルパーと障害者自身の交通費は障害者の自己負担が現状です。
6. 「他の支援制度が利用出来ない障害者」という基準もあいまいで、重度の障害者に支給されている年間24枚（往復2枚使うとしたら月1回の外出）のタクシー乗車券も利用している対象者は50%にも満たず、利用している者も1人の平均利用枚数が12枚余という現状をどう考えられますか。
7. 東京、神奈川などで障害者1人へ年間72枚タクシー乗車券の上に、福祉移動サービスをやってくれるNPO等を掘り起こされている（愛媛では今治の事業など）ことや行政の助成で「おでかけネット」を展開している横浜市などを考えるとき、松山市の認定基準なるものはボランティアによる福祉移動サービスを奨励するどころか閉め出すものと言わざるをえません。

要介護者や身体障害者が、いつでも行きたいところへ公共交通機関（タクシーも含め）で出かけられるとしても、精々病院や福祉施設への往復であって、1人ひとりの行きたいところへ出かけるとの移動の自由にはなっていない現状が、わたしたちの福祉移動サービスでカバーされていない限り、地域福祉の真の推進は念仏に終わり、寝たきり、引きこもり、要介護や障害の重度化の進展を容認することになりませんか。

早急に再考されるよう要望します。

不一。